

件名	栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）の策定について
提案理由等	<p>平成26(2014)年3月に策定した「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」が今年度末で終期を迎えることから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月20日閣議決定）に基づき、次期計画を策定するものである。</p>

「栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）」（案）の概要

I 計画の基本的な考え方

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定及び第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月20日閣議決定）に基づき、県の方針等を定める。
- ・「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」及び「栃木県生涯学習推進計画五期計画 とちぎ輝き「あい」育みプラン」の基本理念を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する県の施策の方向性を総合的・体系的に示す。
- ・同法第9条第2項及び第4項の規定に基づき、市町が子どもの読書活動推進計画を策定し、変更する際の基本となる。

II 計画の期間

平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5か年

III 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」（H26～H30）の成果と課題

指標1 子どもの読書活動推進計画策定市町の割合

【成果】目標値を達成

《基準値：H24(2012)年度》	《H29(2017)》	《H30(2018)目標》
65.3%	⇒ 100%	100%
(26市町中17市町)	(25市町中25市町)	

【課題】策定した計画期間が終了した後、次期計画を策定していない市町があるため、継続的に計画を策定していくよう働きかけが必要。

指標2 1か月に本をほとんど読まない児童・生徒の割合（不読率）

【成果】小学生・中学生・高校生のいずれも目標値を達成

《基準値：H24(2012)年度》	《H29(2017)》	《H30(2018)目標》
小学生 9.8%	⇒ 4.2%	8%以下
中学生 22.8%	⇒ 11.9%	18%以下
高校生 59.5%	⇒ 44.1%	45%以下

【課題】

- ・高校生の不読率は依然として高く、引き続き対策が必要。
- ・国の計画においては、県より高い目標値が設定されており、更なる改善が求められる。
- ・不読率の改善傾向を踏まえて、学齢が進んでも主体的な読書活動を継続できるよう、読書の「質」を高めるような取組が求められる。

IV 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）」の目標と方針

1 基本目標

読書を通じて豊かな心を培い、未来に向かって広い視野を持った子どもを育む

2 基本方針

子どもが主体的に読書活動に取り組むためには、「心に残る一冊の本」との出会いにより読書の喜びを実感するとともに、読書を通じて未知の世界や考えを知り、様々な立場から物事を考える経験を積んでいくことが必要です。こうした経験を通じて、主体的に幅広い本を選び取り、自ら考える力を身に付けることを「読書の質」の向上と捉え、次の3つの基本方針により読書の質的側面まで視野に入れた読書活動の推進に取り組みます。

方針1 子どもの発達の段階に応じた取組の推進

子どもが、生涯にわたる読書習慣を確立するためには、それぞれの心身の発達の段階に応じて適書に出会い、読書に親しみ、読書に対する興味関心を高められる読書環境が求められます。一人一人の発達に応じた読書活動となるよう、環境整備を進めるとともに、周囲の大人による適切な働きかけを支援します。

方針2 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での推進と連携・協力体制の充実

子どもの読書習慣の形成には、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割に応じて子どもの読書活動の推進に取り組むとともに、相互に連携・協力し、それぞれの力を活かした社会全体で取組の推進に努める必要があります。特に、子どもの読書活動に大きな影響力を持つ保護者に対して連携した働きかけを行い、家庭環境により読書習慣形成に差が生じないように支援します。

方針3 子どもの読書への関心を高める取組の促進

子どもは成長とともに興味・関心が広がり、相対的に読書への関心が低くなることがあります。そこで、周囲の大人による適時適切な本の紹介に加え、子ども同士が同世代の感性を活かして本をすすめるような取組を一層促進し、人との関わりを通じて子どもの読書への関心を高めます。

3 指標（数値目標）

指標1 1か月に1冊も本（まんが・雑誌を除く。）を読まない子どもの割合（不読率）

	基準:H29(2017)	H35(2023)目標
小学生	4.2%	2%以下
中学生	11.9%	10%以下
高校生	44.1%	30%以下

指標2 子どもの読書活動推進計画（計画期間を過ぎたものを除く。）策定市町の割合

基準:H29(2017)	H35(2023)目標
88% (25市町中22市町)	100%

指標3 「読書のきっかけ」に「友だちにすすめられたから」と回答する児童・生徒の割合

	基準:H29(2017)	H35(2023)目標
小学生	7.6%	10%以上
中学生	7.0%	10%以上
高校生	6.9%	10%以上

V 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）」の方策

1 子どもの発達の段階に応じた効果的な取組の推進

- 乳幼児期の読書活動の推進
- 小学生期の読書活動の推進
- 中学生期の読書活動の推進
- 高校生期の読書活動の推進

2 家庭における取組の推進

- 保護者を対象とした読書活動の推進

〔施策の方向〕

- ・保護者に対する学習機会の充実
- ・保護者に対する啓発資料等の充実
- ・家庭での読書活動の推進

3 地域における取組の推進

- 公立図書館における読書活動の推進

〔施策の方向〕

- ・読書活動支援室における取組の充実
- ・市町立図書館等との連携の充実
- ・県立学校等との連携の促進

- 公民館、児童館等における読書活動の推進

〔施策の方向〕

- ・公民館、児童館における読書に親しむ活動の充実
- ・その他社会教育施設での取組の推進

- 読書ボランティア等の活動に対する支援

〔施策の方向〕

- ・活動の充実に向けた支援
- ・学習機会の提供
- ・読書ボランティア等ネットワークの充実

4 学校等における取組の推進

- 幼稚園・認定こども園・保育所における読書活動の推進

〔施策の方向〕

- ・幼稚園等における図書スペースの確保と図書の整備
- ・教職員に対する研修の充実

- 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校における読書活動の推進

〔施策の方向〕

- ・学校における読書活動の取組に対する支援
- ・必読図書・推薦図書やブックリスト活用の推進
- ・学校図書館の図書等の整備
- ・司書教諭と学校司書の適切な配置と資質向上
- ・地域との連携の推進
- ・読書指導に関する教職員の意識高揚と研修の充実
- など

- 特別支援学校における読書活動の推進

〔施策の方向〕

- ・特別支援学校における障害の状態に応じた読書活動の推進
- ・公立図書館及び地域との連携

5 子どもの読書への関心を高める取組の推進

〔施策の方向〕

- ・子ども同士での本の紹介や話し合い等の取組の推進
- ・子どもと本をつなぐ取組の推進

6 子どもの読書活動推進体制の整備

○家庭、地域、学校等相互の連携・協力体制の整備

〔施策の方向〕

- ・総合的な連携、協力体制の整備
- ・家庭、地域、学校等相互の連携、協力の推進

7 啓発・普及・広報活動の推進

○「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

○各種情報の収集・提供

○優れた取組の奨励

○総合的な啓発活動の推進

(案)

栃木県子どもの読書活動推進計画
(第四期)



平成 31 (2019) 年 3 月

栃木県教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

栃木県教育委員会では、本県の将来を担う子どもたちが豊かな心を育むための施策の一つに子どもの読書活動の推進を位置付けており、平成16(2004)年2月に「栃木県子どもの読書活動推進計画」を策定して以来、第二期計画、第三期計画を策定し、家庭、地域、学校等を通じた社会全体での推進を目指し、様々な取組を進めて参りました。

第三期計画期間中においては、県内全市町での子どもの読書活動推進計画の策定、小学生・中学生・高校生の全世代における不読率の改善など、市町をはじめ、関係機関・団体の皆様の御理解・御協力のもと、多くの成果を得ることができました。また、特に課題であった高校生世代の読書活動の推進に向けては、高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」の育成等に取り組んだ結果、同世代に向けた読書の意義や楽しみを伝える働きかけが見られるようになってきました。

このたび、第三期計画における成果や課題、子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化等を踏まえて、新たに第四期計画を策定いたしました。本計画で示した基本方針と具体的方策に基づき、子どもの読書環境の一層の整備に努め、子どもが主体的に読書活動に取り組む力を育むとともに、読書を通じて豊かな人生を実現できるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進していきます。

終わりに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました「栃木県子どもの読書活動推進協議会」及び「栃木県子どもの読書活動推進計画策定部会」委員の皆様をはじめ、子どもの読書活動の推進に携わる関係各位に心からお礼申し上げます。

平成31(2019)年3月

栃木県教育委員会教育長

宇田 貞夫

目 次

第1部	基本的な考え方	
第1章	計画の趣旨	1
1	子どもの読書活動推進の意義	1
2	計画策定の経緯	1
3	計画の位置付け	1
4	計画の期間	1
第2章	三期計画期間における取組と情勢の変化	2
1	「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」の概要	2
2	「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」の成果と課題	3
3	三期計画策定後の子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化	5
第3章	子どもの読書活動推進の基本方針	10
1	基本目標	10
2	基本方針	10
3	指標（数値目標）	11
第2部	栃木県における子どもの読書活動推進のための方策	
第1章	子どもの発達の段階に応じた効果的な取組の推進	12
1	乳幼児期の読書活動の推進	12
2	小学生期の読書活動の推進	12
3	中学生期の読書活動の推進	12
4	高校生期の読書活動の推進	12
第2章	家庭における子どもの読書活動の推進	14
1	保護者を対象とした読書活動の推進	14
第3章	地域における子どもの読書活動の推進	16
1	公立図書館における読書活動の推進	16
2	公民館、児童館等における読書活動の推進	19
3	読書ボランティア等の活動に対する支援	20
第4章	学校等における子どもの読書活動の推進	22
1	幼稚園・認定こども園・保育所における読書活動の推進	22
2	小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校における読書活動の推進	23
(1)	児童生徒の読書習慣の確立と読書活動の充実	23
(2)	学校図書館の整備・充実	24
(3)	教職員の意識高揚	26
3	特別支援学校における読書活動の推進	27
第5章	子どもの読書への関心を高める取組の推進	29

第6章	子どもの読書活動推進体制の整備	31
1	家庭、地域、学校等相互の連携・協力体制の整備	31
第7章	啓発・普及・広報活動の推進	32
1	「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	32
2	各種情報の収集・提供	32
3	優れた取組の奨励	34
4	総合的な啓発活動の推進	34
(1)	「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動による啓発	34
(2)	栃木県読書推進運動協議会との連携による啓発	35
(3)	「家庭の日」との連携による啓発	35

資料編

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の趣旨

1 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

子どもは、読書を通して多くの言葉を学び、言葉によって考えや気持ちをより確かに、正しく伝える力を育てるとともに、個人の経験を越えた幅広い知識や考え方に触れることができます。また、読書には子どもたちの学力を向上させる効果が期待されるほか、読書を通して得た感動は、子どもたちの豊かな情緒や感性を育みます。さらに、読書を通して他者の考えを知り、自らの思索を深めることは、主体的に社会に参画していく力となります。

すべての子どもたちが読書を通じて主体的に学び続ける力を身に付けるために、あらゆる機会・場所において自主的に読書活動を行えるよう、社会全体で積極的に子どもたちの読書習慣を育み、読書環境を整備していくことは極めて重要です。

2 計画策定の経緯

年 月	内 容	国/県
平成 13(2001)年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行	国
平成 14(2002)年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定	国
平成 16(2004)年 2 月	「栃木県子どもの読書活動推進計画」策定	県
平成 17(2005)年 7 月	「文字・活字文化振興法」公布・施行	国
平成 20(2008)年 3 月	第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定	国
平成 21(2009)年 3 月	「栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）」策定	県
平成 25(2013)年 5 月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定	国
平成 26(2014)年 3 月	「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」策定	県
平成 30(2018)年 4 月	第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定	国

3 本計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 1 項の規定及び第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 30 年 4 月 20 日閣議決定）に基づき、県の方針等を定めるとともに、「栃木県教育振興基本計画 2020－教育ビジョンとちぎ－」及び「栃木県生涯学習推進計画五期計画 とちぎ輝き「あい」育みプラン」の基本理念を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する県の施策の方向性を総合的・体系的に示しています。

また、本計画は、同法第 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、市町が子どもの読書活動推進計画を策定し、変更する際の基本となるものです。市町においても、県との連携・協力の下に、継続的かつ積極的な施策の推進を期待します。

4 計画の期間

計画の期間は、平成 31(2019)年度から平成 35(2023)年度までの 5 か年とします。

第2章 第三期計画期間における取組と情勢の変化

1 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」の概要

平成 26(2014)年3月に策定した「栃木県子どもの読書活動推進計画(第三期)」では、「読書を通じて人間として成長し、豊かな人生を実現する子どもをはぐくむ」ことを目的に、3つの基本方針の下に様々な取組を行いました。

【基本方針と主な取組】

(1) 家庭、地域、学校等の連携・協力による読書活動の推進

- 行政担当職員、図書館等職員、学校教職員、読書ボランティア等が連携して子どもの読書活動の推進に取り組めるよう、ネットワーク構築に向けた会議や交流会を開催しました。
- 家庭での読書推進に向けて、家読(うちどく)¹図書セットの貸出や家庭での読書の重要性を伝えるフォーラムの開催等を行い、普及・啓発に努めました。
- 県立図書館において、子どもの読書活動推進センターである「読書活動支援室」を平成 25(2013)年2月に設置し、子どもの読書活動関係者の支援に努めました。
- 県立図書館において、子どもの読書活動に関する助言者として活躍できる読書ボランティア指導者を養成し、依頼に応じて県内各地に派遣するとともに、スキルアップに向けた研修を実施しました。
- 市町の子どもの読書活動推進計画の策定率 100%達成に向けて、会議等での働きかけを行いました。

(2) 子どもの発達の段階に応じた取組の推進

- 不読率の高い高校生世代の読書推進に向けて、高校生読書推進リーダー「読書コンシェルジュ²」を育成し、おすすめ本の選定・普及や交流会の開催等の活動を行いました。
- ビブリオバトル³等の先進的な取組を実施し、県内各地域や学校等への普及・啓発に努めました。

(3) 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進

- ホームページや広報誌、放送番組等を活用して、子どもの読書に関する情報提供に努めました。
- 子どもの読書に関する広報・啓発に向けて、子ども読書の日や読書週間に合わせた関連行事が、県内各地の公立図書館や学校で行われました。
- 県が一丸となって取り組む「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動等と連携して、子どもの読書の重要性の啓発に努めました。

¹ 家読(うちどく)

家族間でおすすめの本を紹介し合ったり、読んだ本について話し合ったりすることで、家族のコミュニケーションを図り家族の絆を深める取組。

² 読書コンシェルジュ

本好きな高校生を読書推進リーダーとして育成し、任命を経て、同世代へ読書の楽しさを広める活動に取り組んでもらう取組。県独自の取組として、平成 26(2014)年に開始した。

³ ビブリオバトル

書評合戦とも呼ばれるゲーム。発表者は制限時間内でおすすめの本を紹介し、各発表後に参加者全員でディスカッションを行う。全ての発表が終了した後に、一番読みたくなった本を投票で決める。

2 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」の成果と課題

第三期計画では、子どもの読書活動の推進状況を測る数値目標として、2つの指標を設定しました。

指標1：子どもの読書活動推進計画策定市町の割合

＜第三期計画策定時の基準値と目標値＞

基準値：H24(2012)	目標値：H30(2018)
65.3%	100%
(26市町中 17市町)	(25市町中 25市町)

＜成果＞

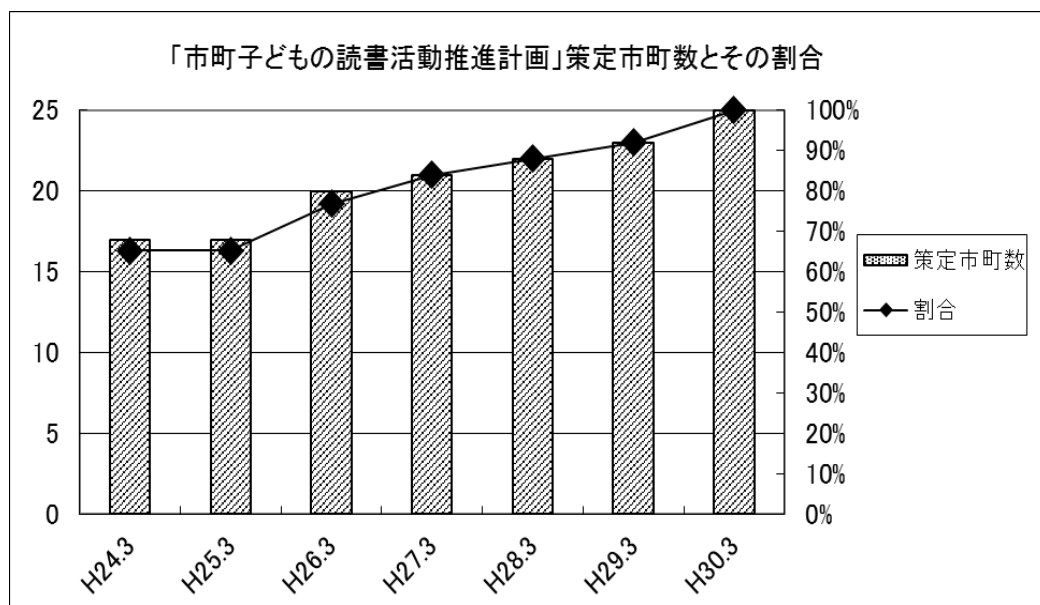
市町における子どもの読書活動推進計画の策定率は、平成29(2017)年度に目標の100%を達成しました。

年月	H24.3 (2012)	H25.3 (2013)	H26.3 (2014)	H27.3 (2015)	H28.3 (2016)	H29.3 (2017)	H30.3 (2018)	H30 目標値
策定市町数	17	17	20	21	22	23	25	25
市町数	26	26	26	25	25	25	25	25
割合	65.3%	65.3%	76.9%	84.0%	88.0%	92.0%	100.0%	100%

＜課題＞

策定した計画の期間の終了後に、次期計画を策定していない市町があります。継続的に取組を推進していくためには、情勢の変化や地域の特性に合わせた計画を継続的に策定していく必要があります。

＜第三期計画期間中の推移＞



出典：「平成29(2017)年度子どもの読書活動推進に関する調査」(栃木県教育委員会)

指標 2：1か月に本をほとんど読まない児童・生徒の割合（不読率）

＜第三期計画策定時の基準値と目標値＞

	H24(2012) (基準値)		H30(2018) (目標値)
小学生	9.8%	➔	8%以下
中学生	22.8%		18%以下
高校生	59.5%		45%以下

＜成果＞

	H24 (2012) (基準値)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017) (全国)	H30 (2018) 目標値
小学生	9.8%	8.8%	2.6%	6.1%	4.1%	4.2% (5.6)	8%以下
中学生	22.8%	19.1%	10.4%	11.1%	19.8%	11.9% (15.0)	18%以下
高校生	59.5%	52.9%	40.3%	42.3%	39.9%	44.1% (50.4)	45%以下

出典：「第 63 回学校読書調査」(全国学校図書館協議会、毎日新聞社)

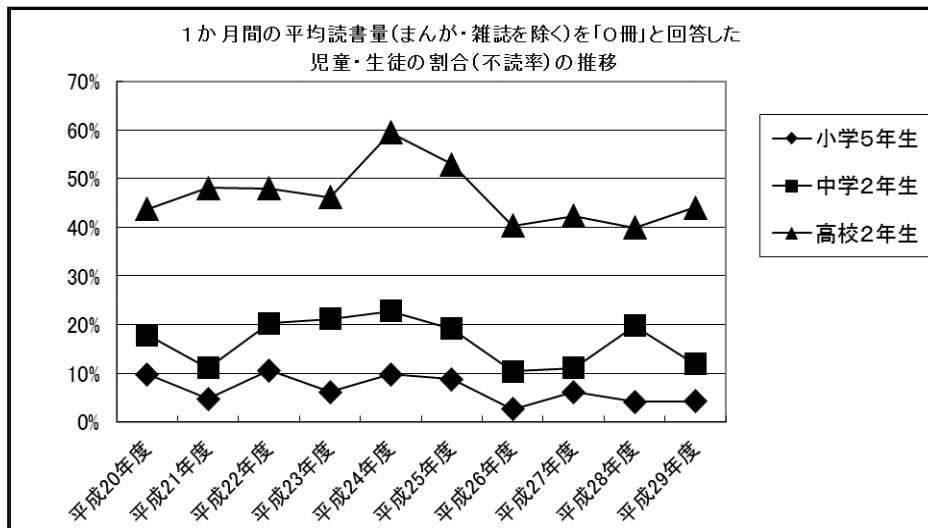
「平成 29(2017)年度子どもの読書活動に関する実態調査」(栃木県教育委員会)

1か月に本をほとんど読まない児童生徒の割合である「不読率」については、年度により多少の増減はあるものの、小学生・中学生・高校生のいずれも目標値を達成しました。また、全世代で全国平均より低い割合を維持しています。

＜課題＞

- ・学齢が進むにつれて不読率は高くなる傾向にあります。特に不読率が高い高校生世代への不読率改善に向けた対策が引き続き求められます。
- ・国の第三次計画において「平成 24(2012)年度から 10 年間で不読率を半減させる(H34(2022)に小：2%以下、中：8%以下、高：26%以下)」という目標を掲げており、本県でも達成に向けて更なる改善が求められます。
- ・不読率の改善傾向を踏まえて、学齢が進んでも主体的な読書活動を継続できるよう、読書の「質」を高めるための取組が求められます。

＜第二期から第三期にかけての経年変化＞



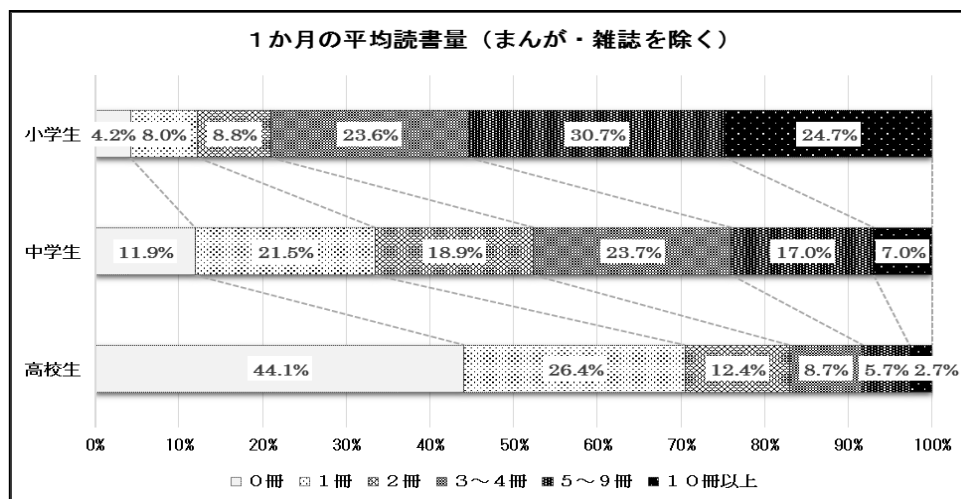
出典：「平成 29(2017)年度子どもの読書活動に関する実態調査」(栃木県教育委員会)

3 三期計画策定後の子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

(1) 栃木県の子どもの読書をめぐる状況

栃木県教育委員会では、毎年「子どもの読書活動に関する実態調査」を実施しています。平成29(2017)年度の調査結果から、以下のような特徴が読み取れます。

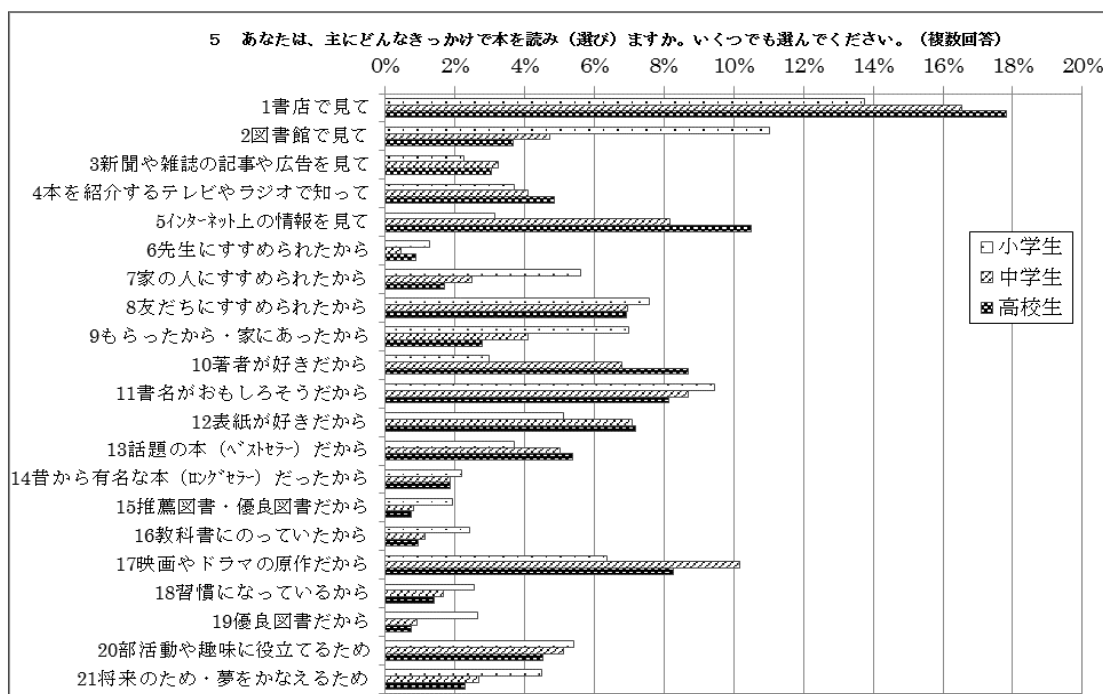
■ 1か月の平均読書量



出典:「平成29(2017)年度子どもの読書活動に関する実態調査」(栃木県教育委員会)

- ・学齢が上がるごとに平均読書量は減り、不読率も増加する。
- ・小学生の4人に1人は、月に10冊以上本を読んでいる。中高生でも月に5冊以上読む生徒が一定程度存在する。

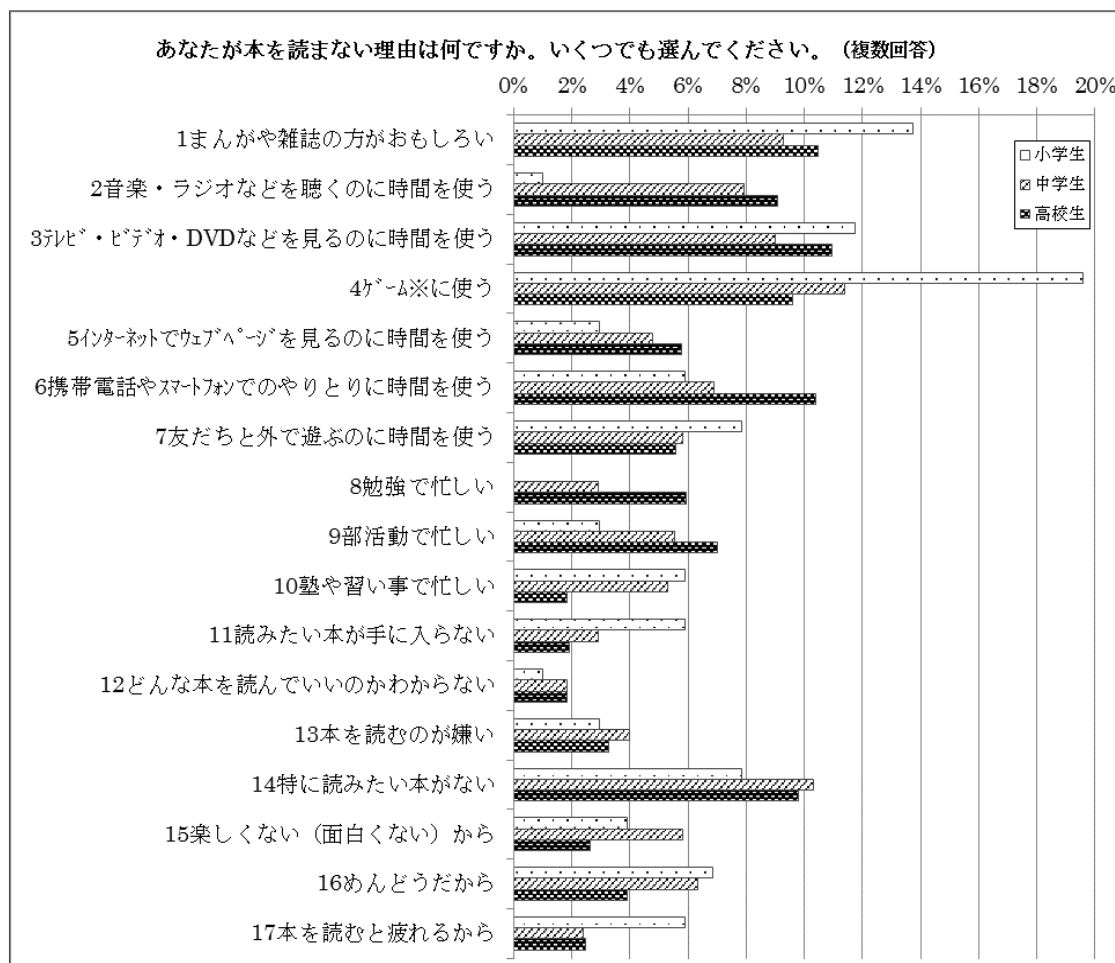
■ 読書のきっかけ (複数回答)



出典:「平成29(2017)年度子どもの読書活動に関する実態調査」(栃木県教育委員会)

- ・全世代で「書店で見て」と答えた割合が非常に高く、「書名がおもしろそう」「映画やドラマの原作」「友だちにすすめられた」等の割合も比較的高い。
- ・中高生では、「インターネット上の情報を見て」という割合が高い。
- ・小学生では「図書館で見て」と答えた割合が非常に高いが、中高生では低い。

■ 本を読まない理由（複数回答）



出典：「平成 29(2017)年度子どもの読書活動に関する実態調査」（栃木県教育委員会）

※「4 ゲーム」は、家庭用ゲーム機・パソコン・タブレット端末・スマートフォン等で行うものを指す。

- ・全世代で、まんがや雑誌、テレビ・ビデオ・DVDへの関心が高い。
- ・ゲームに時間を使う割合は学齢が上がるにつれて低くなるが、音楽やラジオを聴く、あるいは携帯電話やスマートフォンに時間を使う割合は、逆に高くなる。
- ・特に読みたい本がない児童・生徒が、学齢に限らず一定程度存在している。

(2) 情報通信手段の普及、多様化

情報通信手段の飛躍的な発達・普及により、特に高校生のスマートフォン利用率が年々増加しており、1日の平均利用時間が2時間を超える生徒が7割にもものぼるとの調査結果が示されています⁴。こうしたインターネット等の利用時間の増加が、相対的に読書時間の減少をもたらしている可能性があります。また、情報通信技術の普及により、多様な情報を容易に入手できる一方で、手に入れた情報の意味を吟味、分析、熟考することが少なくなっているのではないかと指摘もあります。

さらに、「家族が一緒にいても、それぞれがスマートフォン等を操作している」という小中学生が約6割いるという調査結果⁵もあり、情報環境の変化が子どもたちの読書にもたらす影響について、保護者を含めた状況の把握と対応が求められています。

⁴ 「平成 29 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html

⁵ 「インターネット社会の親子関係に関する意識調査—日本・米国・中国・韓国の比較—」（国立青少年教育振興機構）

(3) 公立図書館を取り巻く情勢の変化

【県立図書館】

平成 24(2012)年1月に提言のあった「栃木県立図書館あり方検討委員会報告書」では、県立図書館は「地域づくりを支える“知”の拠点」として、栃木県に関する情報の総合窓口としての役割や県の中核的図書館としての機能、課題解決機能の強化といった基本方針が示されました。

子どもの読書活動の推進に関しては、読書活動推進センターとして平成 25(2013)年に開設した「読書活動支援室」を拠点として、県内外の公共図書館、学校図書館等関係機関とのネットワークを活かした情報収集や発信、関係者の支援などに取り組んでいます。

【市町立図書館】

図書館の新設や県立図書館の市への移管等により、県内市町の図書館設置率は 90%を超えました。さらに、分館の新設や生涯学習センター等を活用したサービスの実施、移動図書館の運行等、子どもが図書館サービスを利用できるよう、積極的な拠点づくりを行う自治体もあります。

さらに、「赤ちゃんタイム⁶」や「読書通帳⁷」の発行等、新たな取組が広く県内図書館に普及しつつあるほか、高校生と連携した読書活動の取組を行う自治体も現れています。

■ 県内図書館設置状況の変化

- ・平成 25(2013)年4月 設置市町 22 未設置市町 4 (26 市町中) 設置率 84.6%
- ・平成 30(2018)年4月 設置市町 24 未設置町 1 (25 市町中) 設置率 96.0%

■ 公立図書館の整備

5年間で7館が整備されました。

- ・真岡市立二宮図書館 平成 26(2014)年4月(公民館図書室から図書館に転換)
- ・栃木市図書館岩舟館 平成 27(2015)年3月(市町合併により、公民館図書室から図書館に転換)
- ・ふみの森もてぎ図書館 平成 28(2016)年4月(新設)
- ・足利市立図書館 平成 28(2016)年4月(県から移管)
- ・小山市立中央図書館桑分館 平成 28(2016)年4月(新設)
- ・佐野市立葛生図書館 平成 28(2016)年 12 月(移転)
- ・日光市立日光図書館 平成 30(2018)年3月(移転)

■ 運営形態の変化 ～指定管理者制度導入館数の状況～

- ・平成 25(2013)年4月 26 館(50 館中、導入率 52.0%)
- ・平成 30(2018)年4月 39 館(54 館中、導入率 72.2%)

(4) 学校を取り巻く情勢の変化

■ 学校図書館法の改正

平成 26(2014)年6月に、学校図書館法が一部改正され(平成 27(2015)年4月1日施行)、学校司書の法的位置付けが明確にされました。

学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

(学校図書館法第6条第1項)

⁶ 赤ちゃんタイム

乳幼児が泣いたり声を上げたりしてもよい時間帯を設け、乳幼児連れの保護者が図書館を利用しやすくする取組。読み聞かせ等のイベントを同時に実施する図書館も多い。名称は図書館により様々ある。

⁷ 読書通帳

銀行の預金通帳のように、図書館で借りた本の履歴を記帳するもの。自分の読書歴を確認できる。印字用の機械を導入している館もあるが、多くは手書きを採用。感想記入欄を設けるなど、各館で工夫が見られる。

■ 学習指導要領の改訂

文部科学省では、平成 28(2016)年 12 月の中央教育審議会の答申を踏まえ、平成 29(2017)年3月に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領を、平成 30(2018)年3月に高等学校学習指導要領を改訂しました。

今回の改訂では、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の3つの柱に整理しました。

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められており、その際の指導上の配慮事項の一つとして言語能力の育成を図ることが示されています。

また、言語は児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであると位置付けられています。

各学校においては、必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科、各教科・科目等の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実すること、あわせて、読書活動を充実することを示しています。読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを擬似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に合うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つであり、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図っていくことが示されています。

学校図書館がその機能を十分に発揮していくためにも、校長のリーダーシップの下、司書教諭及び学校司書等、それぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めていくことが大切です。

■ 学習指導要領で規定する読書活動に関する要点

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校】

言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等、各教科・科目等の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実すること。あわせて、読書活動を充実すること。

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

参考:「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校学習指導要領 第1章総則」を基に作成

【幼稚園・認定こども園・保育所】

○内容 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

○内容の取扱い

絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。

参考:「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」より

■ 「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」

文部科学省が設置した「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営や学校司書の資格のあり方等を検討し、平成 28(2016)年 10 月に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」を取りまとめました。

この報告を受けて、文部科学省では「学校図書館ガイドライン」を作成し、学校図書館の望ましいあり方を示しました。併せて、「学校司書のモデルカリキュラム」を作成・周知し、学校司書に求められる専門的知識や技能を習得できる望ましい科目や単位数等を示しました。

■ 第 5 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の策定

文部科学省では、平成 29(2017)年度から平成 33(2021)年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」策定し、学校図書館が十分にその役割を果たせるよう、図書の整備(小中)・新聞配備(小中高)・学校司書の配置(小中)に対して地方財政措置を行っています。

(5) 子どもの読書活動推進に関する計画及び調査

■ 「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」報告書の公表

平成 28(2016)年度に文部科学省の委託調査として実施されました。読書活動が子どもの意識・行動等に及ぼす影響の分析を行っており、読書と意識・行動には多くの正の関連性があることや、幼い頃からの継続的な読書習慣が子どもの意識・行動等に影響を与えることが明らかになっています。また、読書の影響は個人単位以外に、学校単位でも関連が見られると分析されています。

■ 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

平成 30(2018)年4月に、国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。第四次計画では、第三次計画から掲げる「市町村における子供読書推進計画の策定率」「不読率の改善」の2つの数値目標を継続し、「発達段階に応じた取組による読書習慣の形成」及び「友人同士で行う活動等を通じた読書への関心を高める」ことをポイントとしています。

■ 「栃木県教育振興基本計画 2020－教育ビジョンとちぎ－」の策定

平成 28(2016)年2月に策定した「栃木県教育振興基本計画 2020－教育ビジョンとちぎ－」において、「基本施策2 豊かな心を育む教育の充実」に位置付け、「子どもの心に潤いと活力を持たせる読書活動の推進」に取り組むとし、計画終了期間である平成 32(2020)年度までの推進指標として不読率の改善目標値を示しています。

■ 「栃木県生涯学習推進計画五期計画 とちぎ輝き「あい」育みプラン」の策定

平成 28(2016)年2月に策定した「栃木県生涯学習推進計画五期計画 とちぎ輝き「あい」育みプラン」において、「ともに学び ともに“とちぎ”の未来をひらく人づくり」を基本目標に、自立・協働・愛着の視点から施策を展開し、生涯学習の振興に努めるとしています。子どもの読書活動の推進については、子どもたちを多様な学びを通して育む取組の一つに挙げられており、「生きる力を育むことができる学びの充実」に努めるとしています。

第3章 子どもの読書活動推進の基本方針

1 基本目標

読書を通じて豊かな心を培い、未来に向かって広い視野を持った子どもを育む

2 基本方針

子どもが主体的に読書活動に取り組むためには、「心に残る一冊の本」との出会いにより読書の喜びを実感するとともに、読書を通じて未知の世界や考えを知り、様々な立場から物事を考える経験を積んでいくことが必要です。こうした経験を通じて、主体的に幅広い本を選び取り、自ら考える力を身に付けることを「読書の質」の向上と捉え、次の3つの基本方針により読書の質的側面まで視野に入れた読書活動の推進に取り組みます。

方針1 子どもの発達の段階に応じた取組の推進

子どもが、生涯にわたる読書習慣を確立するためには、それぞれの心身の発達の段階に応じて適書に出会い、読書に親しみ、読書に対する興味関心を高められる読書環境が求められます。一人一人の発達に応じた読書活動となるよう、環境整備を進めるとともに、周囲の大人による適切な働きかけを支援します。

方針2 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での推進と連携・協力体制の充実

子どもの読書習慣の形成には、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割に応じて子どもの読書活動の推進に取り組むとともに、相互に連携・協力し、それぞれの力を活かした社会全体で取組の推進に努める必要があります。特に、子どもの読書活動に大きな影響力を持つ保護者に対して連携した働きかけを行い、家庭環境により読書習慣形成に差が生じないよう支援します。

方針3 子どもの読書への関心を高める取組の促進

子どもは成長とともに興味・関心が広がり、相対的に読書への関心が低くなることがあります。そこで、周囲の大人による適時適切な本の紹介に加え、子ども同士が同世代の感性を活かして本をすすめ合うような取組を一層促進し、人との関わりを通じて子どもの読書への関心を高めます。

3 指標（数値目標）

子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。この指標の達成状況を把握し、計画の進行管理を行っていきます。

指標1 1か月に1冊も本(まんが・雑誌を除く。)を読まない子どもの割合(不読率)

	基準:H29(2017)	H35(2023)目標
小学生	4.2%	2%以下
中学生	11.9%	10%以下
高校生	44.1%	30%以下

指標2 子どもの読書活動推進計画(計画期間を過ぎたものを除く。)を策定している市町の割合

基準:H29(2017)	H35(2023)目標
88% (25市町中 22市町)	100%

指標3 「読書のきっかけ」に「友だちにすすめられたから」と回答する児童・生徒の割合

	基準:H29(2017)	H35(2023)目標
小学生	7.6%	10%以上
中学生	7.0%	10%以上
高校生	6.9%	10%以上

第2部 栃木県における子どもの読書活動推進のための方策

第1章 子どもの発達の段階に応じた効果的な取組の推進

子どもの読書活動の推進においては、発達の段階ごとの特徴を踏まえ、家庭・地域・学校等において取組を進める必要があります。特に、幼い頃の「本を読んで楽しかった」という経験は、生涯にわたる読書習慣の定着につながります。

また、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校といった、学校種間の接続期の生活リズムの変化等が原因となり、子どもが読書から遠ざかる傾向があるため、家庭・地域・学校等が連携して切れ目のない取組を行い、読書環境を整備する必要があります。

1 乳幼児期の読書活動の推進

子どもの読書は「読む読書」より「聞く読書」から始まります。乳幼児期は、言葉を獲得する時期であると同時に、周囲の大人から絵本や物語を読んでもらうことで読書の楽しさを知り、世界を広げていく重要な時期でもあります。また、保護者と子どもが一緒に本を読むことで、親子の絆を深めることができます。

保護者だけでなく、地域の図書館や幼稚園、認定こども園、保育所が連携して、子どもが絵本や物語に触れる機会を設け、遊びの中で楽しみながら読書に親しむ環境を整えることが大切です。

2 小学生期の読書活動の推進

小学生になると、生活環境が家庭から学校へと広がります。保護者の関わりに加えて、学校での「朝の読書」等の継続的な取組が、読書習慣の確立に重要な役割を果たします。

低学年の頃は、読み聞かせ等による「聞く読書」で読書の楽しさに触れると同時に、本を一人で読み通す力が育まれ、文字で表現された世界をイメージしたり、自分の考えと比較しながら読んだりできるようになります。高学年になると、自発的に好みの本を選択できるようになり、読書の幅も広がっていきます。

3 中学生期の読書活動の推進

中学生になると活動範囲が広がり、それに伴い興味・関心も広がります。論理的思考力や情報処理能力が伸びる時期で、楽しむ読書以外にも知識の習得や進路の模索のための読書など読書の幅が広がるほか、子ども向けの本から大人向けの本に移行し始める時期でもあります。

一方で、部活動や学習活動の増加や興味・関心の多様化等により、読書量は減少する傾向にあり、多様な読書活動の要求に応えられる環境が求められます。

4 高校生期の読書活動の推進

高校生になると、読書の目的や資料の種類に応じて、適切に本を選択し読めるようになります。知的興味に応じ、幅広く多様な読書をするようになり、また読書を通じて将来や進路について考えたり、社会に参画するための思考力や判断力を身に付けたりする時期でもあります。

一方で、中学生期と同様に、活動範囲や興味・関心の多様化等により、読書量は一層減少する傾向にあり、読書への関心を高めるような取組が求められます。

子どもの発達の段階に応じた読書推進の取組

発達の段階の特徴 取組		乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人
		<ul style="list-style-type: none"> 本と初めて出会う。 耳からの読書で脳が発達する。 絵本に親しみ、想像する楽しみと出会う。 絵本を通じて生活習慣を学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 絵本のほか、物語や様々なジャンルの本に親しむようになる。 知識や情報を得るための読書を行う。 自主的な読書習慣が身に付き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向けの本から大人向けの本に移行し始める。 本を読むことで将来の夢や目標を見つける。 知識や情報を得るための手段としての読書を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自我や価値観が発達し、主体的な読書をするようになる。 読書を通じて将来や進路について考え、社会に参画するための思考力や判断力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 読書を通じて生涯にわたり学び続ける。 次世代に読書の意義を伝える。
家庭						
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが本に親しむ環境を整える。 保護者自身も読書に親しみ、子どもと本を話題にしたコミュニケーションを行い、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等 家読(うちどく) 図書館等の活用 保護者自身の読書 				
地域						
	<ul style="list-style-type: none"> 読書に関する、地域の中核的役割を担う。 発達段階に応じた各種の取組を実施する。 大人に対して、子どもの読書の重要性を普及・啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童室の充実 おはなし会等 赤ちゃんタイム ブックスタート 読書相談・レファレンス 保護者への啓発 		<ul style="list-style-type: none"> 読書コンシェルジュによる活動 YAサービス <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>* YAサービス ヤングアダルトサービスともいう。 中学生・高校生世代を主なサービス対象とし、青少年期の心身の発達特性に沿った資料・情報提供等を行う。</p> </div>		
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが本に親しむ身近な施設として活用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書コーナーの充実 おはなし会等 保護者への啓発 				
	<ul style="list-style-type: none"> 図書館や学校等と連携して、子どもが本に親しむ様々な機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等 公立図書館の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の環境整備 			
学校等						
	<ul style="list-style-type: none"> 遊びを通じて本に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書コーナーの充実 読み聞かせ等 保護者への啓発 				
	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館を活用して、児童生徒の主体的な読書意欲を育む。 朝の読書や一斉読書等の取組を通じて、読書習慣を形成する。 		<ul style="list-style-type: none"> 朝の読書 読書指導・ビブリオバトル等 読み聞かせ等 保護者への啓発 		<ul style="list-style-type: none"> 読書コンシェルジュ 	

第2章 家庭における子どもの読書活動の推進

1 保護者を対象とした読書活動の推進

家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活の中で形成されるものであり、生活の基盤である家庭で本に親しむ環境を整えることが重要です。保護者は子どもの成長に合わせて、読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりして、子どもが読書に親しむきっかけ作りに努めるとともに、読書が子どもの生活の中に位置付けられるよう配慮していく必要があります。

また、保護者自身も日頃から読書に親しみ、子どもと本を紹介し合ったり感想を話し合ったりして読書の楽しさを共有することが大切です。子どもの読書に対する興味や関心を引き出し、世界を広げ、自己形成を促す大きな役割を果たします。

現状と課題

- 乳幼児健診等の場を活用した「ブックスタート⁸事業」の普及が進み、県内全市町で実施されています。また、家庭での読書の重要性を啓発するPTA向け研修や、公共図書館、学校等を通じた保護者の啓発が各地で行われ、家族で本や読書を楽しむための取組が県内に広がっています。
- 平成 29(2017)年度の調査では、「読書のきっかけ」に「家の人にすすめられたから」と答えた児童生徒の割合は、学齢が上がるにつれて低くなっています。また、「家読(うちどく)」を知っていると答えた小学生は約6割、中学生は約3割、高校生は約1割⁹となっており、家庭での読書の更なる普及・定着のため、継続的な周知や啓発が求められます。
- スマートフォン等の急速に進化する情報機器は、子どもが無制限に長時間使用することにより読書への興味や本に親しむ機会を妨げる一因となる可能性がある一方で、新たな読書環境のツールとしても活用されています。家庭において子どもの情報機器の利用に配慮し、読書への興味を持たせるよう働きかけることは、子どもの読書習慣の形成において非常に重要です。
- 平成 29(2017)年度調査で、保護者が子育て関連で学びたいことに「読書」を挙げる比率は、他の項目と比べて低くなっており¹⁰、相対的な関心の低さがうかがわれます。保護者に読書の習慣がなく、本が身近にない環境で育つ子どももおり、全ての家庭で読書の意義が理解されるよう啓発に努める必要があります。
- 子どもは、身近な大人が本に親しむ姿を見て読書意欲を高めます。子どもにとって最も身近な大人である保護者自身が読書を楽しむことが、子どもの読書推進には重要です。保護者に対する研修等の機会を設けて、読書への意識を高める必要があります。

〔施策の方向〕

(1) 保護者に対する学習機会の充実

- ① 保護者を対象とした、読書活動に関わる様々な学習機会を提供します。

⁸ ブックスタート

司書、保健師、地域の読書ボランティア等が連携・協力して、乳幼児健診等の機会を活用し、乳幼児への読み聞かせの方法を保護者に説明しながら、赤ちゃんに絵本を手渡す活動。

⁹ 平成 29 年度子どもの読書活動に関する実態調査

¹⁰ 平成 29 年度栃木県の家庭教育支援に関する実態調査報告書

- ② 家庭教育や地域活動の指導者向け研修等で、子どもの読書活動の重要性について学ぶ機会を設けることにより、研修受講者の読書に対する理解を深めます。さらに、その後の指導者の活動を通じて、地域の保護者への理解促進を図ります。
- ③ ブックスタートやセカンドブック事業¹¹等により、保護者が絵本や読書について学ぶ機会を作るよう、市町に働きかけます。また、先進的な事例についての情報収集に努め、関係者に情報提供します。
- ④ 読書ボランティアや母子保健推進員¹²等の地域組織に対し、絵本の紹介や読み聞かせ等についての協力が得られるよう働きかけます。

(2) 保護者に対する啓発資料等の充実

- ① 家庭教育・幼児教育に関するリーフレットに、読書の重要性や絵本の紹介等を掲載し、読書のきっかけづくりを行うとともに、読書や読み聞かせに対する保護者の理解促進に継続的に取り組みます。

(3) 家庭での読書活動の推進

- ① 家庭内で子どもと周囲の大人が一緒に取り組む読書活動を推進します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概 要	担当部署	関連する章
「親学習プログラム ¹³ 」活用促進事業	多くの保護者が集まる機会に、「親学習プログラム」を活用して、読書について考える機会を提供する。	生涯学習課 総合教育センター 各教育事務所	—
家庭教育支援プログラム指導者研修	「家庭教育支援プログラム」を効果的に活用できる指導者を養成する研修で、家庭での読書の重要性について理解の促進を図る。	生涯学習課 総合教育センター	—
幼児教育情報誌の作成・配布	幼稚園等を通じて家庭に配布している幼児教育情報誌「おうち」で、子どもの読書に関する特集記事等を掲載し、保護者の啓発につなげる。	幼児教育センター (総合教育センター内)	第4章-1
家読(うちどく)推進事業	リーフレットやフォーラムを通じて、家庭での読書の意義について広く啓発する。	生涯学習課	第4章-2
PTA指導者研修	PTAの指導的役割を果たす保護者・教職員を対象にした研修で、家庭での読書の重要性について理解の促進を図る。	生涯学習課 各教育事務所	—
ブックスタート等活動に関する情報提供	市町に対し、ブックスタート等活動に関する情報を提供し、活動の促進を図る。	生涯学習課	第4章-1

¹¹ セカンドブック事業
ブックスタートのフォローアップとして、3歳児健診や小学校入学時等子どもたちの発達の節目に再び本を手渡す事業。

¹² 母子保健推進員
地域母子保健の向上のため、市町長に委嘱され、育児サークル活動や健康診査への支援、家庭訪問等の活動を行うボランティア。

¹³ 親学習プログラム
子育てに必要な知識やスキルについて、保護者同士が身近なエピソードやワークを通じて話し合い、交流しながら主体的に学ぶ参加体験型の学習プログラム。

第3章 地域における子どもの読書活動の推進

1 公立図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館の役割

公立図書館は、その豊富な蔵書で子どもたちの読書の欲求に応えるとともに、本の専門職である司書が読書相談やレファレンスサービス¹⁴により、子どもたちをより適切な本へ導く手助けをしています。さらに、読み聞かせや展示等を実施し、読書の楽しみを子どもたちに伝えます。

こうした役割を果たすため、蔵書等の物的な充実、司書の配置等の人的な充実に努め、他の図書館、学校、読書ボランティア等と連携・協力し、地域における子どもの読書活動推進の拠点となっています。

県立図書館と市町立図書館の役割

【県立図書館】

- ・県の中核的図書館として、県民への直接的なサービスに加え、所蔵資料の提供及び搬送、職員研修の実施等、市町立図書館の支援・補完を行います。また、県内外の図書館等との連携体制を整備し、全県的な資料・情報提供能力の向上を図ります。
- ・県立図書館内の「読書活動支援室」において、子どもの読書に関わる大人への活動支援、研究支援、情報収集及び発信等を行います。

【市町立図書館】

- ・地域住民の身近な図書館として、多くの子どもたちが本を手にすることができるよう、地域の実情に合わせた取組を行っています。
- ・他の図書館や学校等と連携し、各種取組を進めていくとともに、読書ボランティアとの連携を深め、活動機会や場所の提供、研修の充実等を推進しています。

現状と課題

- 県立図書館は、県民すべてを対象とする読書活動推進センターとして、子どもの読書活動に対する適切な支援を行うことが望まれています。平成 25(2013)年2月に開設した「読書活動支援室」では、パスファインダー¹⁵の作成と配布、県内外の関連情報の収集と提供、読書相談やレファレンスサービスの提供など、子どもの読書活動関係者の支援を行っています。関係者が必要とする情報を容易に入手できるよう、関係機関と緊密に連携した、きめ細やかな支援が求められています。
- 誰もが利用可能な公立図書館においては、あらゆる子どもの読書活動を支援するために、資料や情報を提供する体制の整備が求められます。特に、障害のある子ども¹⁶や在日外国人の子ども、困難を抱える子ども等の読書支援について配慮する必要があります。
- 市町においては、図書館未設置自治体での図書館設置や新館移転、サービス拠点の新設等、子どもが本を手に取りやすい環境の整備が進められています。県立図書館は、県内公立図書館の所蔵資料を一括して検索できる「栃木県図書館総合目録」の運用や、図書館間の資料搬送を行う協力車の運行、各種研修の実施等により、市町立図書館等の支援に努めており、引き続き支援の充実が求められています。

¹⁴ レファレンスサービス

「調査相談」とも言う。情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助を指す。

¹⁵ パスファインダー

特定のテーマについて、関連する資料や情報を、その検索方法・入手方法ともにリスト化したリーフレット。

¹⁶ 平成 28(2016)年4月に「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止が定められるとともに、公的機関での障害者への合理的配慮が義務づけられた。

〔施策の方向〕

(1) 読書活動支援室における取組の充実

- ① 子どもの読書活動に関する様々な情報の収集や県内外の状況把握を行い、ホームページ等を活用して、子どもの読書活動に関わる図書館関係者・学校関係者・読書ボランティア等への積極的な情報提供と活動支援を行います。
- ② 子どもの発達の段階に応じた資料及び子どもの本や読書に関する研究書の積極的な収集に努めます。
- ③ 子どもの本や読書に関するレファレンスサービスや読書相談を行うとともに、ブックリストやパスファインダーの作成、講座の開催等により、図書館の活用方法の周知に努めます。さらに、子どもの読書活動関係者に対して、活動に関する知識や技術を学んだり、情報交換を行ったりする機会を提供します。
- ④ 障害により来館が困難な子どもに対しては、郵送貸出による資料提供を行います。また、心身に障害のある子どもや日本語を母語としない子どもの読書活動を支援するため、関連資料や情報の収集と提供及びニーズやサービスの調査・研究に努めます。
- ⑤ 読書活動支援室における取組の更なる充実に向けて、子どもの読書に関する研修等に職員を積極的に派遣し、知識や技術向上に努めます。

(2) 県立図書館と市町立図書館等との連携及び支援の充実

- ① 資料検索システムや協力車の運行による相互貸借制度の一層の充実を図り、県内公立図書館等が連携した全県的な資料の利用促進に努めます。また、市町立図書館等のレファレンスを援助し、子どもの読書に関する全県的な情報提供を支援します。
- ② 県内公立図書館等職員の知識習得や技術向上、情報交換のため、児童サービスや子どもの読書活動の支援等に関する各種研修会を、栃木県公共図書館協会¹⁷と連携して実施します。
- ③ 県立図書館を中心に、県内外の類縁機関¹⁸と連携して、情報提供の向上に努めます。

(3) 県立図書館と県立学校等との連携の促進

- ① 県立学校等に対し、県立図書館の資料やサービスの周知に努めるとともに、県内相互貸借制度を活用した資料提供や、パスファインダー等を活用した情報提供を通じて、資料の利用を促します。
- ② 高校生世代に対する効果的な資料紹介やサービス展開の研究に努めるとともに、市町立図書館や学校等と連携した取組を推進します。

¹⁷ 栃木県公共図書館協会

栃木県内の公共図書館事業の振興発展のため、県内公立図書館等で組織する団体。職員研修、調査研究、資料の収集配布、相互貸借の調整等を行う。

¹⁸ 類縁機関

図書館と役割が類似した組織や施設。一定量の文献情報と専門職員を有し、文献を一般に提供することで調査・研究等に資する機能を持っている。博物館、文書館、企業資料室、試験・研究機関の資料室等。

〔関連施策・事業等〕

施策・事業名	概 要	担当部署	関連する章
子どもの読書活動推進に関する情報収集と提供	県内外の先進事例や取組実態等に関して、情報収集を行い、ホームページ等を活用して情報提供を行う。	県立図書館	第3章-3 第4章 第7章-2
子どもの読書活動支援の充実	子どもの読書活動に関する研究書やパスファインダーの提供、レファレンスサービス、及び学習機会の提供等により、関係者の活動支援を行う。	県立図書館	第3章-3 第4章 第7章-2
子どもの読書関連資料の整備・充実	子どもの読書活動推進関係者を支援するため、必要な資料の調査研究を行い、資料の整備・充実を図る。	県立図書館	—
図書館活用講座	図書館の利用方法や資料検索方法など、図書館を効果的に活用する方法を学ぶ講座を開催する。	県立図書館	—
専門的な職員の養成	読書活動支援室の充実した運営に向けて、職員の積極的な研修参加により、県立図書館の担当職員の資質向上を図る。	県立図書館	—
県内公立図書館等との相互協力の促進	栃木県図書館総合目録や県立図書館協力車を活用し、市町立図書館等との相互貸借制度の充実を図る。	県立図書館 (栃木県公共図書館協会)	—
図書館等職員研修	図書館等職員、学校図書館関係教職員の資質の向上に向けて、児童サービス研修等の研修を行う。	県立図書館 (栃木県公共図書館協会)	第4章-2 第4章-3
「栃木県図書館総合目録」の利用促進	県内公立図書館等の所蔵資料を一括して検索できる「栃木県図書館総合目録」の周知に努め、全県的な資料の利用促進を図る。	県立図書館 (栃木県公共図書館協会)	—
県立学校等への資料・情報提供の促進 【新規】	学校図書館との連携のあり方について調査や協議を行うとともに、テーマ別の資料提供やパスファインダーの配布等、各学校の実情に応じたサービスを提供する。	県立図書館	第4章-2 第4章-3
県立学校等への図書セットの貸出 【拡充】	読書コンシェルジュおすすめ本等、各種の図書セットを県立学校等へ貸し出すとともに、利用促進のため学校へ積極的な周知を図る。	県立図書館	第4章-2 第4章-3

2 公民館、児童館等における子どもの読書活動の推進

公民館・児童館の役割

公民館は、地域住民の身近な学習拠点や交流の場となる施設であり、児童館¹⁹は、健全な遊びを通して子どもの健康や情操を育む施設です。いずれも、図書コーナーの設置や読み聞かせ等の活動が行われ、地域の子どもたちが読書に親しむきっかけづくりの役割を果たしています。

現状と課題

- 公民館・児童館等では、読書ボランティア等が中心となり、読み聞かせやおはなし会などを実施しており、子どもの読書活動への理解が広がりつつあります。また、子どもの読書に関する行事や講座等も行われています。
- 地域で読書に親しむことができるよう、住民誰もが利用できる公民館や児童館等を活用した取組の一層の充実や、公立図書館や学校等と連携を図ることが必要です。

〔施策の方向〕

(1) 公民館における読書に親しむ活動の充実

- ① 読み聞かせや読書の重要性の理解促進を図るため、公民館における子どもの読書に関わる行事や講座等の充実を図るよう、栃木県公民館連絡協議会と連携して市町に働きかけます。

(2) 児童館における読書に親しむ活動の充実

- ① 児童館や地域子育て支援拠点²⁰等において、読書ボランティアとの連携等により読み聞かせやお話し会などの充実を図るよう、市町に働きかけます。
- ② 放課後児童クラブ²¹の職員研修において、子どもの発達の段階に応じた読書活動の重要性等を学ぶ機会を設けるなど研修内容の充実を図り、放課後児童クラブにおける読書活動の充実につなげていきます。
- ③ 母親クラブ²²や児童館等を活動拠点とする子育てサークル²³等において、乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせやお話し会の重要性について理解の促進を図るよう、情報提供を行います。

(3) その他の社会教育に関わる施設での取組の推進

- ① 総合教育センターにおいて、子どもの体験活動を通して子どもが本と触れ合う機会を設け、読み聞かせや発達の段階に応じた図書の紹介等を行います。

¹⁹ 児童館

健全な遊びを通して、子どもの豊かな情操を養い、健康の保持・増進を図る施設。午前中は乳幼児や保護者のふれあいの場として、午後は小・中学生の子どもの遊び場として利用されている。

²⁰ 地域子育て支援拠点

子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成・支援、育児講座等を行い、子育て中の親子が地域で集える場所。

²¹ 放課後児童クラブ

児童館や学校の余裕教室などに設置され、昼間、保護者のいない小学生を対象に遊びの指導などを行いながら、児童の健全育成を図っている。

²² 母親クラブ

子どもの健全育成を願って地域ぐるみでボランティア活動を行う組織。親子及び世代間の交流・文化活動、児童の事故防止活動、児童養育に関する研修活動などの様々な活動に取り組んでいる。

²³ 子育てサークル

子育て中の親子や子育ての経験者などにより自主的に組織された団体。参加者相互の情報交換や親子のレクリエーションなどを行いながら、子育てについての不安や悩みの解消を行っている。

- ② 総合教育センター内の「栃木県生涯学習ボランティアセンター」において、広報誌等を活用し、各種施設や団体に対して読書ボランティアの紹介を行います。

〔関連施策・事業等〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
児童館・児童クラブ職員研修	児童館や放課後児童クラブの指導員を対象にした研修で、読書の重要性や読み聞かせ等について理解の促進を図る。	こども政策課 (栃木県児童館連絡協議会)	—
「学びの杜の冬休み～ふれる・つくる・考える～」	「ふれる・つくる・考える」をテーマにした子どもたちの体験活動の中で、読書に関する内容を取り上げる。	総合教育センター	—

3 読書ボランティア等の活動に対する支援

読書ボランティアの役割

読書ボランティア²⁴は、図書館や学校等において子どもが読書に親しむ機会を提供したり、地域や家庭で読書の意義について理解や関心を深めたりするなど、県や市町が行う読書活動推進の取組に大きく貢献しています。

現状と課題

- 県内全体での読書ボランティア数はここ数年、減少傾向にあります。各地域で研修や講座等を実施して、子どもの読書活動の支援に対する活動の啓発、促進に取り組んでいるところです。地域の子どもが読書に親しむ機会の拡大を図るためには、活動に関する情報や学習機会の提供を通じて、読書ボランティア等の活動を一層充実させることが必要です。
- 読書ボランティアとして活動する個人や団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることで、それぞれの活動内容がより充実し、子どもの読書活動の一層の推進につながります。県では交流会等の機会を設けて、読書ボランティア同士の連携体制の構築を積極的に支援しており、引き続きネットワークの構築及び強化に対する支援が求められています。

〔施策の方向〕

(1) 読書ボランティア等の活動の充実に向けた支援

- ① 読書ボランティアと、活動場所である図書館や学校等との連携を推進します。また、ボランティアセンター等への登録を推奨し、人材の確保に努めます。
- ② 読書ボランティア等に対し、子どもの本や読書活動に関する積極的な情報提供・支援を行います。
- ③ 国の助成制度等の周知に努め、活用を奨励します。

(2) 読書ボランティア等に対する学習機会の提供

- ① 読書ボランティア等を対象とする研修等を開催し、有識者の講演や優れた取組の紹介を行います。

²⁴ 読書ボランティア

本計画中では、子どもの読書活動の推進に関わるボランティア(個人・団体)の総称とする。読み聞かせや本の紹介等のほか、学校図書館の環境整備に携わる活動や地域文庫活動等を行う。

- ② 読書ボランティア活動経験者を対象に、指導者・助言者として養成する研修を開催し、人材育成及びネットワーク構築を図ります。また、養成した指導者・助言者を、依頼に応じて市町に派遣します。
- ③ 市町に対しては、地域で活動するボランティアの実情に合わせた学習機会を提供するよう促します。

(3) 読書ボランティア等ネットワークの充実・強化

- ① 読書ボランティアが情報交換や協議等を行う交流会等を開催し、ネットワーク構築の促進に努めます。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
読書ボランティア等活動交流会	県内各地で活動する読書ボランティアに対し、図書館や学校等関係者との協議の場や講座等の学習の場を提供し、ネットワークの構築を図る。	生涯学習課	第3章-1 第4章 第6章
国の助成制度等の周知	「子どもゆめ基金助成金 ²⁵ 」等の助成制度の周知及び活動実施への活用を奨励する。	生涯学習課	—
読書活動支援室を活用した活動支援	読書活動支援室やホームページを活用し、読書ボランティア等への情報提供を行い、活動支援に努める。	県立図書館	第3章-1
子どもの読書ボランティア指導者 ²⁶ スキルアップ研修 【拡充】	子どもの読書ボランティア指導者に対し、助言者としてのスキルアップを図るため研修機会を提供するとともに、必要に応じて指導者の養成を行う。	県立図書館	第3章-1
子どもの読書ボランティア指導者の派遣	地域で活動する読書ボランティア等の依頼に応じて、子どもの読書ボランティア指導者を派遣する。	県立図書館	第3章-1
子どもの読書ボランティア指導者交流会	子どもの読書ボランティア指導者同士がネットワークを構築するとともに、相互に学び合う機会を提供する。	県立図書館	第3章-1
地域教育コーディネーター養成セミナー	学校支援ボランティアや子どもの育成に関するボランティア等を対象に、知識の習得や地域・学校等とのつながりづくりを促進する。	総合教育センター	第6章
ボランティアセンターへの登録促進	県及び市町のボランティアセンターへの登録や、図書館・学校等の各施設の読書ボランティア(団体)としての登録を促進する。	総合教育センター 各教育事務所	—

²⁵ 子どもゆめ基金助成金

民間団体が行う子どもの読書活動の振興を図る活動などへの国の助成金。基金は独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置されている。

²⁶ 子どもの読書ボランティア指導者

ボランティア経験の浅い方へ助言や実技指導を行う指導者。読書ボランティア経験が5年以上の方を対象に、平成19年度から県立図書館が講座を開催して養成しており、登録された指導者を依頼に応じて派遣している。

第4章 学校等における子どもの読書活動の推進

1 幼稚園・認定こども園・保育所における読書活動の推進

幼稚園、認定こども園、保育所の役割

幼稚園・認定こども園・保育所(以下「幼稚園等」という。)では、乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動や環境づくりを積極的に行います。

現状と課題

- 幼稚園等では、幼児が絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことにより、次第に豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われるよう、様々な取組を行っています。教職員による読み聞かせやパネルシアター²⁷、ストーリーテリング²⁸のほか、遊びや生活の中で幼児が興味のある本を手にする環境を整え、絵本や物語に親しむ機会を設けています。
- 幼稚園等での取組が継続的・積極的に行われるために、教職員が乳幼児期における絵本の持つ意味や読み聞かせの重要性を理解し、教育活動に活かせるよう、研修の機会を提供するほか、幼稚園等に絵本コーナーの設置を働きかけるなど、幼児の身近なところに本がある環境づくりに努める必要があります。

〔施策の方向〕

(1) 幼稚園等における図書スペースの確保と図書の整備

- ① 遊びや生活の中で絵本に親しめるような絵本コーナーの設置や充実、保育環境の工夫など、絵本が幼児の目に触れやすい場に置かれ、落ち着いてじっくり見ることができる環境づくりを促します。

(2) 教職員に対する研修の充実

- ① 幼児期に絵本や物語に親しみ、想像する楽しさを味わうことの大切さ、教育活動への活用の方法等を学ぶ研修機会を設け、教職員の指導力の向上を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
新規採用幼稚園教諭等研修	公立・私立の新規採用幼稚園教諭等を対象に、年間9日行う園外研修の中で、教員の資質向上を図る。	幼児教育センター (総合教育センター内) こども政策課	—
教育・保育アドバイザー派遣事業	幼稚園等の依頼に応じて、幼児教育センターの指導主事等を教育・保育アドバイザーとして派遣し、園内研修等を行う。	幼児教育センター (総合教育センター内)	—

²⁷ パネルシアター

観客の正面に大きなパネルを置き、絵人形をパネルの上に貼り付けたり、外したりしながら、物語の内容に沿った場面を演じる、動く紙芝居のようなもの。

²⁸ ストーリーテリング

語り手が物語を覚えて語り聞かせること。

2 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校における読書活動の推進

学校の役割

小学校・中学校・義務教育学校²⁹・高等学校・中等教育学校³⁰では、児童生徒が生涯にわたり読書に親しむ習慣を形成するため、児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことのできる環境を整備し、適切な支援を行います。また、児童生徒が読書の量だけでなく、読書の質を高めていくことができるよう、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた読書指導を行います。

(1) 児童生徒の読書習慣の確立と読書活動の充実

現状と課題

- 各学校では、「朝の読書」等の全校一斉読書や、読み聞かせ、ブックトーク³¹、アニメーション³²、読書会等、児童生徒の発達の段階や学校の実態に応じた取組を行っています。また、必読図書・推薦図書の選定やコーナーの設置、ブックリストの作成、図書館だよりの発行など、児童生徒への継続的な働きかけを行っています。
- 国語科をはじめとする教科のほか、総合的な学習の時間やロングホームルーム、図書委員会活動など教科外の活動においても読書指導は行われており、各校で多様な取組が見られます。今後も各学校の実情に応じた取組を継続するとともに、児童生徒の発達の段階に応じた一層の読書意欲の高揚のため、創意ある読書活動の展開が求められます。さらに、学校ごとの取組の支援に加えて、家庭や地域と連携した、県全体での読書活動の推進も必要です。
- 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校において、学校間の連携による切れ目ない取組を行ったり、児童生徒同士が本について語り合ったりする取組が求められています。
- 障害がある児童生徒に対しては、障害の状態等に応じた読書支援が必要です。地域の公立図書館や読書ボランティア等と連携した、継続的な支援が求められます。
- 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(不読率)は、小学生及び中学生においては中長期的には改善傾向にあるものの、高校生においては依然として高い傾向にあり、引き続き読書の習慣化が課題となっています。

〔施策の方向〕

(1) 学校における読書活動の取組に対する支援

- ① 「朝の読書」等の一斉読書運動をはじめ、児童生徒の発達の段階に応じた読書活動を推進するために、各学校の取組を支援します。

²⁹ 義務教育学校

小学校から中学校まで9年の課程を一貫して行う学校。学校教育法改正により、平成28(2016)年に新設された。

³⁰ 中等教育学校

一つの学校として一体的に、中学校から高等学校までの6年の課程を一貫して行う学校。

³¹ ブックトーク

テーマに沿って関連付けて、数冊の本を順序立てて紹介すること。

³² アニメーション

ゲーム的手法を使って本の世界を楽しむスペイン発祥の読書指導法。子どもたちに読書の楽しさを伝え、読む力を引き出すために開発された読書指導の手法。

- ② 図書委員や本が好きな児童生徒を中心として、お互いに本をすすめ合う機会を設け、児童生徒が読書への関心を高められる取組の充実を図ります。
- ③ 家庭における読書習慣の形成を目指し、教職員等を対象に「家読(うちどく)」等の啓発を図る研修を実施します。

(2) 必読図書・推薦図書やブックリスト活用の推進

- ① 児童生徒向けの必読図書・推薦図書やブックリストを活用し、読書への興味・関心を高めます。

(3) 障害のある児童生徒への支援

- ① 公立図書館等と連携し、障害の状態等に応じた支援に努めるとともに、市町に対しても支援に努めるよう促します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
児童生徒の発達の段階に応じた読書活動の支援	「朝の読書」など、各学校が児童生徒の発達の段階に応じた読書活動を推進できるよう支援をする。	学校教育課 生涯学習課	第4章-2 (2)
読書への関心を高める取組の充実 【新規】	図書委員等を中心とした友人同士で本をすすめ合う活動の普及や、ブックリストの効果的な活用など、児童生徒が読書への関心を高められる取組を支援する。	学校教育課	第5章
家庭における読書活動の普及啓発	家庭での読書の意義について、教職員を対象に研修等を通じて広く普及啓発する。	生涯学習課	第2章

(2) 学校図書館の整備・充実

現状と課題

- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や読書指導の場として、豊かな心を育むための「読書センター」の機能のほか、学習活動を支援したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「学習・情報センター」の機能を有しています。それらの各機能の充実に加え、読書への関心を抱くような空間づくりを目指し、排架の工夫など、環境の整備に努めています。
- 小学校・中学校・義務教育学校における学校図書館図書標準³³について、標準の蔵書冊数を達成している学校の割合は小学校で 83.8%(全国平均 66.4%)、中学校で 72.5%(全国平均 55.3%)であり³⁴、着実にその割合を高めています。今後も引き続き、特別支援学校の小学部・中学部を含め、小学校・中学校・義務教育学校においては、図書資料の一層の充実を図っていく必要があります。

³³ 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示すもの。学級数に対しての蔵書冊数が示されており、平成5(1993)年3月に定められた。

³⁴ 平成 28(2016)年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)より「平成 27 年度末現在の図書標準達成学校の割合」。

■ 学校図書館にコンピュータを整備し、所蔵情報をデータベース化することで、図書館の利用や各種資料の検索が可能となり、多様な興味・関心に応えることができます。更なる理想的なICT環境の整備に向けて、まずは各学校図書館に児童生徒が活用できるインターネット環境の整備が求められます。県立学校においては、校内LANを整備し、図書資料のデータベース化を実施しておりますが、新たな県立学校図書館蔵書管理検索システム³⁵の整備等、学校図書館が有する資料の適切な管理について今後検討していく必要があります。

■ 学校図書館法により、12 学級以上の学校には司書教諭を置くよう規定されており、本県では該当する全ての公立学校で達成しています。また、学校司書については、県立高校全てに配置しています。市町立学校については、市町によって配置状況が異なっています。今後は、各学校の取組を更に充実させるため、学校司書と司書教諭の資質の向上を図ります。

〔施策の方向〕

(1) 学校図書館の環境整備の促進と「読書センター」機能の充実

① 学校図書館の施設や環境について整え、各学校において多様な読書活動の推進が図られるよう、読書指導や図書館活動への取組を支援します。

(2) 学習・情報センターとしての学校図書館の充実

① 児童生徒の課題解決的な学習、探究的な学習を推進するため、排架の工夫や、選書の方法、授業支援の方法等について、情報交換や協議を行う機会を設けます。

(3) 学校図書館の図書等の整備

① 公立義務教育諸学校の学校図書館の図書整備については、地方交付税の措置により必要な予算措置が講じられており、各市町に学校図書館図書標準に基づき整備が図られるよう促します。

(4) 司書教諭と学校司書の適切な配置と資質の向上

① 司書教諭を学校図書館に適切に配置するために、引き続き司書教諭講習への教職員の派遣を実施し、司書教諭の有資格者の育成に努めます。

② 県立高校に引き続き学校司書を配置するよう努めます。また、市町立学校の学校司書の配置を促します。

③ 司書教諭及び学校司書が、学校図書館の運営に十分な役割を果たせるよう、それぞれの役割等について理解を図ります。

④ 小学校・中学校・高等学校教育研究会学校図書館部会や総合教育センターと連携し、司書教諭及び学校司書を対象として、レファレンスや情報活用能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

(5) 地域との連携の推進

① 公立図書館所蔵資料の学校図書館への貸出や、公立図書館職員による学校での読み聞かせ等の活動等、多様な連携による読書活動が行えるよう、公立図書館と学校図書館の連携を推進します。

³⁵ 県立学校図書館蔵書管理検索システム(県立学校図書館資料管理システム)

県立学校では、校内LANの整備に伴い、学校図書館の蔵書管理及び検索システムソフトを導入している。これにより、円滑な蔵書管理及び検索等が可能となった。

- ② 児童生徒の読書活動推進や学校図書館の環境整備のため、保護者や地域のボランティアと連携して、学校図書館の整備や読み聞かせ等の読書活動を推進します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
読書センター機能の充実	学校図書館において充実した読書活動を行えるよう、適切な選書や排架、資料の展示等、読書環境の整備を推進する。	学校教育課 施設課	第4章-2 (1)
学習・情報センター機能の充実	児童生徒の課題解決的な学習、探究的な学習を推進するため、選書の方法、授業支援の方法等について情報交換や協議を行う。	学校教育課	第4章-2 (1)
県立学校図書館蔵書管理検索システムの円滑な運用及び保守	県立学校図書館における資料管理及び検索システムの円滑な運用及び保守を行う。	学校教育課 施設課	—
書誌データダウンロードシステムの円滑な運用及び保守	国立国会図書館の書誌データをダウンロードすることで、県立学校図書館蔵書管理検索システムの円滑な運用及び保守を行う。	学校教育課 施設課	—
司書教諭講習への教職員派遣	大学等で実施される司書教諭講習へ教員を計画的に派遣し、有資格者の育成・確保を図る。	教職員課 学校教育課	—
学校図書館研修	学校図書館の在り方について、基礎的な理論と実践的な内容・方法を理解することとおして、学校図書館に関わる教員の資質向上を図る。	総合教育センター	—
学校図書館司書新任者研修	学校司書新任者を対象に、学校図書館を運営していく上での実務等について研修を実施し、資質向上を図る。	教職員課	—

(3) 教職員の意識高揚

現状と課題

- 児童生徒の読書活動を推進する上で、教職員は重要な役割を担っています。教職員の働きかけにより、児童生徒は、幅広い分野の本に出会う機会が生まれます。また、児童生徒が友人同士で本をすすめ合えるような機会を教職員が設けることは、児童生徒の読書への関心を高めることにつながります。
- 読書に関しては、外発的な動機付けばかりでなく、児童生徒に内発的な動機付けをすることが重要です。そのためには、全ての教職員の読書活動に対する意識の一層の高揚が必要となります。教職員は読書に関する情報収集を継続的に行い、基本的理解を深めるとともに、司書教諭や学校司書を中心に全ての教職員が連携して、校内の協力体制を構築していくことが求められます。

〔施策の方向〕

(1) 読書指導に関する教職員の意識高揚と研修の充実

- ① 小学校・中学校・高等学校教育研究会の国語部会や学校図書館部会と連携して、学校図書館担当者を対象とした研修を実施します。
- ② 司書教諭や学校司書を中心とした校内の協力体制構築に向けた支援を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
読書活動に関する教職員の意識の高揚	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。	学校教育課 総合教育センター 生涯学習課	第4章-2 (1)(2)
県立学校図書館研究協議会の実施	学校図書館の運営の在り方について理解を深めるとともに、司書教諭及び学校司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課	—
カリキュラムセンター業務	総合教育センター内のカリキュラムセンターにおいて、学校等の依頼に応じ、読書指導に関する講話等を行う。	総合教育センター	—

3 特別支援学校における読書活動の推進

特別支援学校の役割

特別支援学校では、幼児児童生徒が生涯にわたり読書に親しむ習慣を形成するため、幼児児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができる環境を整備し、必要な支援を行います。また、学習指導要領等に基づき、障害の状態や発達の段階等に応じた自発的な読書を促す指導を行います。

現状と課題

- 各学校では各教科等の指導を通して、幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じた読書活動を推進しています。
- 公立図書館等関係機関からの支援や、家庭・地域との連携、交流を通じた、幅広い読書活動の拡充が求められています。

〔施策の方向〕

(1) 特別支援学校における障害の状態に応じた読書活動の推進

- ① 幼児児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態等に応じた選書や環境づくり、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により、読書活動の推進を図ります。
- ② 読書週間や読書の時間の設定、読書感想文コンクールへの参加等を通じて、本に触れる機会を増やすとともに、家庭との連携による読書活動を推進します。
- ③ サピエ図書館³⁶の活用等により、点字図書等の利用を推進します。

(2) 公立図書館及び地域との連携

- ① 県立図書館を中心とした公立図書館との連携の強化により、図書の紹介や貸出、教職員を対象とした研修等、公立図書館が実施する各種サービスを活用した読書環境の充実に努めます。
- ② 読み聞かせボランティアや点字ボランティア等の人材を活用することにより、地域と連携した取組を推進します。

³⁶ サピエ図書館

日本点字図書館がシステム管理を、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行う、点字図書や録音図書、デイジーデータ等の書誌データベース。資料によっては、所蔵館への貸出依頼やデータのダウンロードも可能。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概 要	担当部署	関連する章
障害の状態等に応じた読書活動の支援	幼児児童生徒の言語能力の確立を図るため、読書指導や図書館を活用した学習活動等が推進できるよう支援する。	特別支援教育室 生涯学習課	—
読書活動の充実に向けた地域との連携	読み聞かせや読書会など、本を中心とした交流活動の場を設け、学校支援ボランティア等の活用を推進する。	特別支援教育室 生涯学習課	第3章-3
県立学校図書館研究協議会の実施	学校図書館の運営の在り方について理解を深めるとともに、司書教諭及び学校司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課 特別支援教育室 教職員課	第4章-2
学校図書館研修	学校図書館のあり方について、基礎的な理論と実践的な内容・方法を理解することを通して、学校図書館に関わる教員の資質向上を図る。	総合教育センター	第4章-2

第5章 子どもの読書への関心を高める取組の推進

現状と課題

- 他人から本をすすめられることで、自分では手に取らない分野の本や、知らない本に出会うきっかけとなり、読書の幅の広がりや更なる読書活動につながります。特に同世代の子ども同士で本を紹介し合う「ビブリオバトル」等の活動は、読書への関心を高めるために有効と考えられ、引き続き普及に向けた一層の支援が求められます。
- 県では、平成 26(2014)年度から高校生読書活動推進事業として、高校生読書推進リーダー「読書コンシェルジュ」を育成し、同世代の高校生を中心に読書の楽しさを広めるための交流会の開催や、おすすめ本の選定等の活動に取り組んでいます。引き続き友人・同世代間のつながりを活かした読書普及が進むよう、積極的な取組が求められます。
- 子どもが他者からの強制によらず、主体的に本を選び取る力を身に付けることは、生涯にわたる読書習慣の確立につながります。子どもが主体的に読書活動に取り組む力を育むために、司書、教職員、読書ボランティア等の読書の専門家が、適時適切に子どもへ本を手渡す役割を果たせるよう支援していく必要があります。

〔施策の方向〕

(1) 子ども同士での本の紹介や話し合い等の取組の推進

- ① 公立図書館や学校等において、ビブリオバトルや子ども司書等、読書を通じた交流のための取組が行われるよう促します。
- ② 高校生読書推進リーダー「読書コンシェルジュ」を育成するとともに、読書の普及に向けた各種の活動を支援します。

(2) 子どもと本をつなぐ取組の推進

- ① 公立図書館や学校等において、優良な図書を紹介するブックリスト等の作成をはじめ、発達の段階に応じた優れた図書をすすめる取組を促します。また、各所で作成されたブックリスト等の啓発資料を収集、配布し、子どもの発達の段階に合わせた優良な図書を広く県民に周知します。
- ② 公立図書館や学校等において、読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング等、発達の段階に応じて適切な本を紹介するための取組が行われるよう促します。
- ③ 公立図書館等において、乳幼児とその保護者が絵本を読み合うなど、親子で読書の楽しさを共有する取組が行われるよう促します。
- ④ 家庭内で、子どもと周囲の大人が本をすすめ合ったり話し合ったりするなど、家族で一緒に取り組む読書活動を推進します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概 要	担当部署	関連する章
高校生読書活動推進リーダーの育成及び活動支援	高校生による読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」を育成し、自主的・自発的な読書活動の推進を図る。	生涯学習課 県立図書館	第4章-2
高校生向けブックリストの作成・配布	読書コンシェルジュが同世代に向けて本を紹介するブックリストを作成し、配布する。	生涯学習課 県立図書館	第4章-2
高校生読書交流会の開催	読書コンシェルジュを中心に、ビブリオバトル県大会等、県内の高校生等が参加する読書交流会を企画・開催する。	生涯学習課 県立図書館	第3章-1 第4章-2
ブックリスト等による優良な図書の紹介	ブックリスト等の啓発資料を作成・収集し、広く県民に配布します。	県立図書館 生涯学習課	第4章-2

第6章 子どもの読書活動推進体制の整備

1 家庭、地域、学校等相互の連携・協力体制の整備

現状と課題

- 子どもの読書習慣の形成には、家庭、地域、学校等が連携した社会全体での取組が必要です。県においては、栃木県子どもの読書活動推進協議会を開催し、学識経験者、学校関係者、図書館関係者等の意見聴取や情報交換等を行っています。また、庁内関係課と緊密に連携し、事業に取り組んでいます。
- 市町においては、地域の実情に応じた「子ども読書活動推進計画」が全市町で策定され、計画に基づく様々な事業が展開されています。今後も、県と市町で協力体制を強化し、各市町の取組の支援や各種情報交換を行うほか、市町が適切に計画の進行管理及び改訂を行うよう支援していく必要があります。
- 地域全体で子どもの読書活動を推進するために、行政、学校、公立図書館、読書ボランティア等が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、総合的な推進体制を整備・充実させていきます。

【施策の方向】

(1) 総合的な連携・協力体制の整備

- ① 子どもの読書活動の推進に向け、行政、学校、図書館、民間団体等が具体的な課題や取組等について情報交換や協議を行う場を設けます。
- ② 県の推進計画の適切な進行管理を行うとともに、市町で策定済みの「子ども読書活動推進計画」について、適正に進行管理及び改訂が行われるよう、助言や支援を行います。

(2) 家庭、地域、学校等相互の連携・協力の推進

- ① 地域のボランティアによる学校図書館の整備や読み聞かせ、児童生徒による公立図書館や幼稚園等での読み聞かせなど、地域と学校が連携して読書活動を推進します。
- ② 高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」を育成し、読書推進に向けた各種活動について、学校・図書館等と連携して助言や支援を行います。
- ③ 県立図書館は県立学校等と連携して、資料や情報の提供を行うとともに、研修を通じて担当教職員の知識の習得や技術の向上を支援します。

【関連施策・事業等の一覧】

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
栃木県子どもの読書活動推進協議会	子どもの読書活動推進計画の進行管理とともに、各機関等の具体的な連携・協力等を協議し、県内の総合的な読書活動の推進を図る。	生涯学習課	—
市町学校等子どもの読書推進担当者会議	市町や学校における推進体制の整備や具体的な事業、広報等についての情報交換や協議を行う。	生涯学習課	—
読書コンシェルジュを活用した読書活動の推進 【拡充】	県で育成・任命する読書コンシェルジュが、学校や地域と連携して取り組む読書推進に向けた活動を支援する。	生涯学習課	第3章-1 第4章-2 第5章
県立学校等への資料・情報提供の促進 【新規】	学校等へ県立図書館の活用を促し、連携して図書館の利用や資料の貸出の促進を図る。	県立図書館	第3章-1 第4章-2

第7章 啓発・普及・広報活動の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

現状と課題

- 「子ども読書の日」(4月23日)は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により定められました。地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。「こどもの読書週間³⁶」や「読書週間³⁷」等の機会を併せて活用し、子どもの読書活動の推進に向けた社会的気運が高まるよう、啓発広報活動を実施することが求められます。

〔施策の方向〕

(1) 全県的な啓発広報の実施

- ① 学校、図書館等と広く連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の配布により、「子ども読書の日」の周知を図ります。
- ② 図書館、公民館等において、子どもの自主的な読書活動を推進する事業を実施するよう努めるとともに、市町においても、活発に事業が実施されるよう促します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
ポスター等による啓発	学校、図書館等へ啓発ポスターを配布し、「子ども読書の日」の周知に努める。	生涯学習課	第3章 第4章
関連展示の実施	子どもの読書活動推進に関する資料等を展示紹介し、その周知・啓発に努める。	県立図書館	第3章

2 各種情報の収集・提供

現状と課題

- 県のホームページや放送番組、広報誌等を活用し、読書の重要性を広く県民に伝えるとともに、県内の子どもの読書活動推進の取組事例を紹介してきました。また、研修や講座等の機会を活用し、子どもの読書活動に関わる大人に対して、先進事例や取組等の情報提供を行っています。
- 県立図書館では、子どもの読書活動に関する県の総合的な案内窓口として、読書活動支援室を活用した各種情報の提供を行っています。また、ホームページ内に「子どもの読書活動支援情報」のページを開設し、各種取組についての情報や関連資料を提供しています。
- 子どもの読書活動推進の意義を広く県民に周知するために、今後もあらゆる機会や媒体を活用して、情報収集及び提供を行っていく必要があります。

³⁶ こどもの読書週間

公益社団法人読書推進運動協議会が主催し、4月23日～5月12日を期間として、子どもの読書活動を推進するために設けられている。

³⁷ 読書週間

公益社団法人読書推進運動協議会が主催する、読書推進の期間。10月27日～11月9日(文化の日を中心にした2週間)で実施する。平成17(2005)年の文字・活字文化振興法により、読書週間初日の10月27日が「文字・活字文化の日」に制定された。

〔施策の方向〕

(1) 各種媒体による情報の提供

- ① ホームページを活用して、子どもの読書活動の実態や、国、県、市町や学校、図書館、民間団体等における様々な事業や取組、優良図書等の各種情報を提供します。
- ② 県及び県教育委員会が企画し、制作・放送を行っている放送番組等において、「読書」をテーマとした番組を放送し、読書の重要性や効用についてPRに努めます。
- ③ 県教育委員会で発行している広報誌等において、子どもの読書の意義や重要性の周知、読書活動推進の優れた実践事例の紹介等に努めます。
- ④ 県教育委員会各課及び施設等で実施している研修や会議等の機会を捉えて、子どもの読書活動に関する情報提供を行います。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
子どもの読書活動推進に関する情報提供	県内外の子どもの読書活動に関する情報を収集し、ホームページ等を活用して一元的に情報提供を行う。	県立図書館 生涯学習課	第3章-1
ホームページにおける教育情報の発信	県内の各学校から収集した読書指導や学校図書館活動に関する事例の情報を、ホームページ「とちぎ学びの杜」から発信する。	総合教育センター	第4章
ポスター、リーフレット等の作成、配布	ポスター、リーフレット等を作成して学校、図書館、書店等へ配布し、読書に関する啓発やおすすめ本の紹介等を行う。	生涯学習課	第3章 第4章 第6章
教育放送番組等の制作・放送	読書活動のモデルとして参考になる事例を紹介する。	総務課 (広報課)	—
広報誌等の発行	県主催の運動や県立図書館主催行事の案内等、読書に関する啓発や情報提供を行う。	総務課	—

3 優れた取組の奨励

現状と課題

- 文部科学省では例年、子どもの読書活動推進に関して優れた取組等を行っている学校、図書館、実践団体等に対して表彰を行っており³⁸、本県からも例年、表彰校等を輩出しています。こうした表彰により、関係者の取組意欲を高め、活動内容の充実が図られるとともに、広く県民に子どもの読書活動についての関心と理解を深めることができます。今後も、広く優れた取組事例を紹介し、奨励していく必要があります。

〔施策の方向〕

(1) 優れた取組の奨励

- ① 国、県等の表彰制度を活用し、子どもの読書活動推進に関して、特色ある優れた取組を奨励するとともに、活動内容や成果を広く県民に紹介し、周知・普及を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
優れた取組に対する表彰	国、県等の表彰制度により、優れた実践を行っている学校、図書館、実践団体等を表彰し、その取組の奨励・普及・拡大を図る。	学校教育課 生涯学習課	第3章-1 第4章-2

4 総合的な啓発活動の推進

(1) 「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動による啓発

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動の概要

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動は、「いきいき栃木っ子3あい運動³⁹」における大人の具体的な実践を示した運動です。次代を担う心豊かな栃木の子どもを育成するために、地域の大人たちが相互に連携しながら子どもを育てていくことの重要性を広く啓発しています。この運動において、実践指標の一つに「『本の時間』をつくろう。」を掲げ、各家庭や地域で子どもとともに本に親しむことの大切さを啓発しています。

〔施策の方向〕

(1) 運動の啓発・広報

- ① 県内の幼稚園等から高等学校まで、広く運動の啓発に努めるとともに、学校等を通じて各家庭や地域における運動の実践を働きかけます。
- ② 各市町の健全育成運動等との連携により実施しているフォーラムを通じて、県内各地域における運動の活性化に向けた啓発に努めます。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動	実践指標の一つである「『本の時間』をつくろう。」に基づき、大人への啓発活動を行う。	生涯学習課	—

³⁸ 子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体(個人)文部科学大臣表彰のこと。例年、「子ども読書の日」に合わせて表彰を行う。

³⁹ いきいき栃木っ子3あい運動

豊かな人間関係を築くことでいきいきした栃木の子どもの育成を図ることを目的に、「まなびあい 喜びあい はげましあおう」をスローガンに、昭和 62(1987)年から展開している運動。

(2) 栃木県読書推進運動協議会との連携による啓発

栃木県読書推進運動協議会の概要

栃木県読書推進運動協議会は、県内の関係団体が連携し総合的な読書普及に取り組むことを目的に、公立図書館、学校図書館、PTA、書店、青少年団体等の関係団体で構成されます。毎年、作家等を招いた文芸講演会や、こどもの読書週間及び読書週間の普及・啓発、及び市町での関連行事の実施促進等、各種事業を実施しています。

〔施策の方向〕

(1) 栃木県読書推進運動協議会との連携事業の実施

- ① 栃木県読書推進運動協議会と連携した事業を実施し、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、県民の読書意欲を高めるよう努めます。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
優良読書グループ ⁴⁰ の表彰・推薦	優れた実践を行っている読書グループを表彰、または全国表彰へ推薦し、取組の奨励・普及を図る。	県立図書館 (栃木県読書推進運動協議会)	—
こどもの読書週間の啓発	読書推進運動協議会が作成する「こどもの読書週間」のポスター等広報資料を配布することで、啓発を図る。	県立図書館 (栃木県読書推進運動協議会)	第3章-1
文芸講演会の開催	一般県民や読書グループを対象とした講演会等を開催し、読書の普及を図る。	県立図書館 (栃木県読書推進運動協議会)	—

(3) 「家庭の日」との連携による啓発

「家庭の日」の概要

家庭は、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付け、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。家族がともに過ごす時間を作り、絆を深めるきっかけづくりとして、毎月第3日曜日を“ふれあい育む「家庭の日」”と定め、普及・啓発に努めています。

〔施策の方向〕

(1) 「家庭の日」と連携した家庭での読書の啓発活動

- ① “ふれあい育む「家庭の日」”の普及・啓発の中で、家族での読書による交流を促し、読書活動の啓発を行います。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署	関連する章
ふれあい育む「家庭の日」の啓発	「家庭の日」の普及・啓発と連携して、家庭での読書の推進を図る。	人権・青少年男女参画課 生涯学習課	第2章-1

⁴⁰ 読書グループ

読書会(参加者で本を読み合ったり感想を語り合ったりする会)や読み聞かせ等の読書ボランティア団体、家庭文庫や地域文庫など、広く読書に関する活動を行う団体を指す。



資料編

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 栃木県子どもの読書活動推進協議会 設置要綱
- 平成 30 年度栃木県子どもの読書活動推進協議会 委員名簿
- 栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）策定部会 設置要綱
- 栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）策定部会 委員名簿

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

栃木県子どもの読書活動推進協議会 設置要綱

(設置)

第1条 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」に基づき、子どもの読書活動に携わる関係機関・団体の連携・協力を図り、子どもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、「栃木県子どもの読書活動推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を栃木県教育委員会教育長に報告する。

- (1) 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」の進行管理に関すること。
- (2) 子どもの読書活動推進の施策に関すること。
- (3) その他子どもの読書活動推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会委員は、次の各号に掲げる者のうちから、栃木県教育委員会教育長が委嘱（任命）する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 学校教育関係者
 - (3) P T A関係者
 - (4) 幼稚園関係者
 - (5) 保育関係者
 - (6) 図書館関係者
 - (7) ボランティア等民間団体関係者
 - (8) 市町村教育委員会関係者
 - (9) 県行政関係者
- 2 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
4 会長は、会務を主宰する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱（任命）を受けた日からその日の属する年度末の末日までとする。ただし、任期満了後において、再任することを妨げない。

(招集等)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(部会)

第6条 協議会のもとには、専門的事項を検討するための部会を置くことができる。

(設置期間)

第7条 協議会の設置期間は、設置の日から平成31年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 事務局は、栃木県教育委員会事務局生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）に置く。
2 事務局職員には、栃木県教育委員会事務局の職員を、事務局長には生涯学習課長をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から適用する。

平成 30 年度 栃木県子どもの読書活動推進協議会委員名簿

No.	選出区分	氏 名	役 職 等	備 考
1	学識経験者	石 川 由美子	宇都宮大学教育学部准教授	会 長
2	幼稚園・保育関係者	小 倉 庸 寛	一般社団法人栃木県幼稚園連合会常任理事 (認定こども園愛泉幼稚園園長)	
3	学校教育関係者	松 本 和 士	栃木県小学校教育研究会図書館部会会長 (宇都宮市立横川東小学校長)	
4		鹿 嶋 実	栃木県中学校教育研究会図書館部会会長 (上三川町立本郷中学校長)	
5		福 田 平	栃木県高等学校教育研究会図書館部会会長 (栃木県立栃木翔南高等学校長)	
6		小 倉 宏 明	栃木県私立中学高等学校連合会理事 (佐野日本大学中等教育学校長)	
7	P T A 関係者	舘 野 進 一	栃木県 P T A 連合会理事	
8		渋 江 一 雄	栃木県高等学校 P T A 連合会事務局長	
9	図書館関係者	五十嵐 一 彦	栃木県立図書館長	副会長
10	ボランティア等 民間団体関係者	大 音 由 里	栃木子どもの本連絡会会長	
11	市町行政関係者	福 井 典 子	那須塩原市教育委員会事務局生涯学習課主査	
12	県関係者	桐 渕 ゆ か	保健福祉部子ども政策課長	
13		大 森 亮 一	総合教育センター所長	

【事務局】

No.	選出区分	氏 名	役 職 等
1	栃木県教育委員会 事務局	池 田 聖	教育次長（指導）
2		野 原 正 祥	生涯学習課長
3		平 野 紀 子	生涯学習課主幹（企画調整）
4		井 上 昌 幸	生涯学習課ふれあい学習担当課長補佐（GL）
5		和 久 真	生涯学習課ふれあい学習担当社会教育主事
6		山 内 奈津美	生涯学習課ふれあい学習担当主任
7		黒 川 泰 延	生涯学習課施設担当主任
8		小 栗 克 樹	総務課教育政策担当副主幹
9		野 崎 洋	施設課財務担当課長補佐（GL）
10		小 川 治 彦	教職員課県立学校人事担当管理主事
11		渡 邊 留美子	学校教育課小中学校教育担当副主幹
12		柴 崎 宏 庸	学校教育課高等学校教育担当指導主事
13		青 柳 晋 作	特別支援教育室特別支援教育担当副主幹

栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）策定部会設置要綱

（設置）

第1条 栃木県子どもの読書活動推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、栃木県子どもの読書活動推進計画の改定及び計画に基づく施策について、必要な事項を検討するため、栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）（仮称）策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 策定部会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を栃木県子どもの読書活動推進協議会に報告する。

- (1) 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）（仮称）」の具体的な内容に関すること。
- (2) 子どもの読書活動推進の施策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 策定部会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、栃木県教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
 - (2) 図書館関係者
 - (3) 市町行政関係者
 - (4) ボランティア等民間団体関係者
 - (5) 民間事業者
 - (6) 社会教育関係者
 - (7) 県行政関係者
- 2 策定部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。
 - 3 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
 - 4 部会長は、会務を主宰する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代行する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日からその日の属する年度末の末日までとする。

（招集等）

第5条 策定部会は、部会長が招集する。

（事務局）

第6条 事務局は、栃木県教育委員会事務局生涯学習課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から適用する。

栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）策定部会委員名簿

No.	選出区分	氏名	役職等	備考
1	学校教育関係者	武井 玲子	宇都宮市立錦小学校教諭	
2		吉澤 紀子	上三川町立上三川中学校教諭	
3		阿部 健治	栃木県立栃木女子高等学校教諭	
4	図書館関係者	前澤 慎也	栃木県立図書館主任	
5		中里 恵子	宇都宮市立中央図書館専任	
6	市町行政関係者	福井 典子	那須塩原市教育委員会事務局生涯学習課主査	
7	ボランティア等 民間団体関係者	小金沢 頼子	栃木子どもの本連絡会運営委員	副部長
8	民間事業者	森 敦	株式会社森百貨店代表取締役	
9	社会教育関係者	池 節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会顧問	部長
10	県関係者	小栗 克樹	教育委員会事務局総務課副主幹	
11		渡邊 留美子	教育委員会事務局学校教育課副主幹 (小中学校教育担当)	
12		柴崎 宏庸	教育委員会事務局学校教育課指導主事 (高等学校教育担当)	
13		青柳 晋作	教育委員会事務局特別支援教育室副主幹	
14		古川 博子	栃木県総合教育センター生涯学習部社会教育主事	
15		高根沢 伸友	栃木県総合教育センター幼児教育部指導主事	

【事務局】

No.	氏名	役職等
1	平野 紀子	教育委員会事務局生涯学習課主幹（企画調整）
2	井上 昌幸	教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当課長補佐（GL）
3	和久 真	教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当社会教育主事
4	山内 奈津美	教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当主任

栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）

平成 31(2019)年 3 月

編集・発行 栃木県教育委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

電話番号：028-623-3404

ファックス番号：028-623-3406

Email：syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp



コピーOK



障害者OK



学校教育OK